

議決権行使の基本的な考え方

2026 年 7 月 1 日制定

1. はじめに

みずほ信託銀行は、2016 年 10 月の会社分割に伴い、資産運用業務のうち、ファンドマネジメント、トレーディング業務等を運用機関に委託する体制となりました。

みずほ信託銀行は、議決権行使の基本的な考え方（以下、「本方針」という）を運用機関に提示し、みずほ信託銀行が運用委託しているファンドで保有する株式について、以下に定める議決権行使の目的、議決権行使の利益相反の管理態勢、議決権行使の基本方針と整合性のある議決権行使および情報開示を求めます。

2. 議決権行使の目的

みずほ信託銀行は、スチュワードシップ責任を果たすうえで、議決権の行使を最も重要な取り組みの一つとして位置付けています。みずほ信託銀行は、適切な議決権の行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考えています。

みずほ信託銀行は、エンゲージメントはもとより、議決権の行使を通じて、お客さま（受益者）の中長期的な投資リターンの最大化を図ることをめざします。

3. 議決権行使の利益相反の管理態勢

みずほ信託銀行は、資産運用業務を行う部署と融資等の取引がある営業関係部署との間で情報遮断を行う等、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反については、行内規程にのっとり厳格に管理します。

また、運用機関に対し、議決権行使の実務や目的を持った対話（エンゲージメント）に重要な影響を及ぼす利益相反が生じる局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除する等、お客さまの利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、公表するよう求めます。

4. 議決権行使の基本方針

（1）エンゲージメント

みずほ信託銀行は、議決権行使にあたり、単に形式的な判断基準にとどまることなく、投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うことを重視します。

みずほ信託銀行は、運用機関に対し、企業および社会のサステナビリティへの取り組みが投資先企業の中長期的な株主利益に大きな影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず当該企業の取り組みが不十分であると考えられる場合には、当該企業と対話を実施し改善を促すことを求めます。

また、みずほ信託銀行は、運用機関に対し、対話等を継続し改善を促したにもかかわらず、特段の理由もなく改善の動きがみられない場合や対話が実現しない場合には、取締役選任議案にて反対することを求めます。

（2）権利確定日をまたぐ貸株取引

貸株取引を行う際には、議決権行使を行う権利を担保するため、貸出限度額を定める等議決権の確保に留意して取引を行います。

また、みずほ信託銀行は、運用機関に対し、貸株取引を行う際には、貸出限度額を定める等議決権の

確保に留意して取引を行うよう求めます。

(3) 個別議案に対する考え方

A. 執行・監督機関に関する議案

取締役および取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることが必要だと考えます。

適切なコーポレートガバナンスの実現に向けて、取締役は経営陣（執行役および執行役員を含む）および取締役相互において、実効性の高い監督を行うべきだと考えます。

監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、取締役等の職務執行の監査等において、独立した立場において適切な判断を行うことが必要と考えます。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社等、いずれの機関設計を採用している場合においても、適切に果たされるべきです。

B. 資本政策・剰余金処分

資本は株主に帰属するものであり、企業が有効に活用し、株主価値を向上させるとともに、株主に対し利益を還元すべきものです。企業の資本政策が事業展開を阻害し、企業の将来的な価値を低下させる、もしくは株主利益を著しく減少させるような場合には、議決権行使により政策の変更を求めます。

C. ガバナンス全般・その他に関する議案

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、経済・社会における様々なステークホルダーとの協働の成果です。いわゆるE S G（環境、社会、ガバナンス）等のサステナビリティへの積極的な対応は、経済・社会全体に利益をもたらすとともに、会社自身に対しても利益が還流され、中長期的に株主利益に資するものです。取締役会・経営陣は、ステークホルダーの権利や健全な事業倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向け、リーダーシップを発揮すべきです。

(4) モニタリング

みずほ信託銀行は、「責任投資会議」(※)において、運用機関の議決権行使プロセス・ルール等が「本方針」に沿っているか、モニタリングします。

みずほ信託銀行は、モニタリング結果を踏まえ、運用機関との双方向での議論等を通じ、議決権行使の取り組みの改善・向上を図ります。

みずほ信託銀行は、運用機関に対し、議決権の行使結果についてみずほ信託銀行への開示ならびに説明を求めます。

また、運用機関の体制の堅確性については「責任投資会議」におけるモニタリングにより確認するとともに、運用機関の評価に反映します。

(※)「責任投資会議」は、みずほ信託銀行ならびに運用機関のスチュワードシップ活動全般について審議、報告する会議です。

以上